

地域包括支援センターの評価について

1. 評価の目的

地域の高齢者とその家族を支援する中核的な役割を担う地域包括支援センター（以下「包括」という。）について、適正な運営を行い、中立性及び公正性をもって包括的支援事業（総合相談業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務）を実施しているかを評価することで、包括の適正及び妥当性を諮ることを目的とする。

2. 評価方法

(1) 項目別評価

別紙「評価基準」（以下「評価基準」という。）の項目について、評価基準項目内のすべてが行えていれば「○」とし、一部行えていない場合は「△」とし、すべて行えていない場合は「×」と判断する。

評価基準のうち、次の各号の内容は町担当職員が事前に必要書類等を確認し、その概要を地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に報告し、それ以外の内容は協議会において、可及び不可の判断を行うものとする。ただし、町担当職員による事前判断に不明な点や疑問がある場合は、協議会において書類の提出を求め、確認を行うことができるものとする（個人情報を含む内容を除く）。

【事前判断内容】

- (ア) 職員の定数配置
- (イ) 必要な書類の作成と確実な提出
- (ウ) 専門性の確保
- (エ) 緊急時の体制整備
- (オ) 苦情解決体制の整備
- (カ) 個人情報の保護
- (キ) 介護予防支援プラン作成
- (ク) ネットワーク構築
- (ケ) 権利擁護（個人情報を含むため、書類の提出不可）
- (コ) 包括的ケアマネジメント業務（個人情報を含むため、書類の提出不可）
- (サ) 介護予防ケアマネジメント業務（個人情報を含むため、書類の提出不可）

(2) 総合判断

前述評価基準において、すべての項目が「○」の場合は、適とする。「△」及び「×」がある場合は、運営協議会内で改善案及び期日を示し、期日終了時に再度評価を行う。再評価の結果、改善されていれば適とし、改善されていなかった場合は包括の運営について運営協議会内で検討を図ることとする。

地域包括支援センター評価基準

項目	実施基準	判断材料	評価	
運営体制	職員の適正配置	3職種を定数配置している	地域包括支援センター設置・変更届、履歴書・免許・辞令の写し等	○
	必要書類の作成と確実な提出	地域包括支援センター実施要領に基づく提出物の期日内提出	事業計画書、事業報告等、事実が確認できるもの	○
	専門性の確保	職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている	研修関係書類、研修報告書類、包括内での伝達研修記録等	○
		研修内容を、センター職員内で報告共有する機会を必ず設けている		
	緊急時の体制整備	夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している	緊急連絡網等職員に周知したことが確認できる書類等	○
	苦情解決体制の整備	苦情受付担当者責任者第三者委員を利用者にわかるよう表示している	表示している書類の写し	○
		苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している	苦情対応マニュアル等職員に周知したことが確認できる書類	
	個人情報の保護	利用者に関する記録の適正な保管および開示のルールを定めている	個人情報の開示請求があった場合の対応マニュアル等職員に周知したことが確認できる書類	○
相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している		○		
中立・公正性の確保	介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りが無い（占有率50%未満）	国保連データ（★）		
	包括が紹介する要介護認定者における居宅介護支援事業所に偏りが無い（占有率50%未満）	町データ（★）		
事業計画の策定	地域の実情に応じて必要となる重点課題重点目標を定めた年間事業計画が策定されている	事業計画書、事業報告等	○	
業務別取組	総合相談	総合相談実件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上	事業報告	
		総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上		
	ネットワーク構築	介護サービス事業所、医療機関、民生委員、ボランティア等を含めた会議や事例検討等を年2回以上実施している	会議録等	○
	権利擁護 ※個人情報を含む情報	通報を受けた場合、包括としてできる情報収集を行い、相談通報記録の作成及び町への早急な報告を行っている	虐待相談通報記録、虐待通報台帳等事実確認ができる書類	○
		通報件数や虐待分類など、台帳の整理に努めている		
		高齢者虐待や消費者被害防止に係る情報を、住民に対し広く周知している		
	包括的継続的ケアマネジメント	介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある	事業報告、会議録等	○
		居宅介護支援事業者との連絡会を隔月に1回以上開催支援している		
圏域内事業所への訪問相談対応を行っている				
介護支援専門員の課題や問題点を把握し、研修会を開催している				
介護予防ケアマネジメント業務 ※個人情報を含む情報	二次予防プラン対象者に対し、二次予防プランを作成している	事業報告、予防プラン管理票等、二次予防事業報告等事実確認ができる書類	○	
	二次予防事業参加者が、ADLを維持できるよう支援を行っている			

【参考1】地域包括支援センター、町内居宅介護支援事業所ケアプラン作成状況

		包括	県平均 (要支援)	社協	きずな	永楽会	レジデンス	奏	県平均 (要介護)
計画作成者(ケアマネジャー)数		3	-	4	5	1	2	1	-
1月当たり計画作成人数(利用者数)		115	-	116	177	32	39	13	-
1月当たりケアマネジャー1人平均計画作成人数		38.3	-	29.0	35.4	32.0	19.5	13.0	22.05
1月当たり平均要介護度		要支援1.70	要支援1.58	要介護2.43	要介護2.39	要介護2.44	要介護2.64	要介護2.15	要介護2.26
ケアプラン作成者数に対する(下段)	訪問介護	(利用者割合・%) 0.00%	18.12%	23.28%	24.86%	21.88%	94.87%	46.15%	32.04%
		(事業所数・箇所) 0		5	10	3	1	4	
	訪問入浴	(利用者割合・%) 0.00%	0.02%	8.62%	8.47%	9.38%	0.00%	7.69%	2.87%
		(事業所数・箇所) 0		4	4	2	0	1	
	訪問看護	(利用者割合・%) 6.96%	3.69%	17.24%	19.21%	12.50%	87.18%	30.77%	11.70%
		(事業所数・箇所) 2		3	3	1	2	4	
	訪問リハ	(利用者割合・%) 4.35%	1.67%	6.90%	8.47%	6.25%	10.26%	0.00%	3.92%
		(事業所数・箇所) 1		1	1	1	1	0	
	通所介護	(利用者割合・%) 0.87%	27.40%	54.31%	18.64%	21.88%	12.82%	7.69%	39.00%
		(事業所数・箇所) 1		5	8	6	2	1	
	通所リハ	(利用者割合・%) 45.22%	12.44%	18.97%	46.33%	43.75%	15.38%	23.08%	15.72%
		(事業所数・箇所) 5		6	5	4	1	2	
用具貸与	(利用者割合・%) 32.17%	30.88%	52.59%	67.80%	53.13%	89.74%	38.46%	57.90%	
	(事業所数・箇所) 7		12	16	6	3	2		
短期入所(生活)	(利用者割合・%) 0.00%	0.78%	10.34%	9.60%	31.25%	0.00%	0.00%	10.97%	
	(事業所数・箇所) 0		6	9	5	0	0		
短期入所(老健)	(利用者割合・%) 0.00%	0.07%	1.72%	6.78%	9.38%	0.00%	0.00%	1.57%	
	(事業所数・箇所) 0		1	1	2	0	0		
短期入所(療養)	(利用者割合・%) 0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	
	(事業所数・箇所) 0		0	0	0	0	0		
1サービス事業所当たり人数		4.54	3.02	5.10	6.31	2.24	13.44	1.57	2.95

※1 利用者割合 計画作成人数(利用者)全体のうち、当該サービスを利用する者の割合
サービス利用者数÷1月当たり計画作成人数(利用者数)

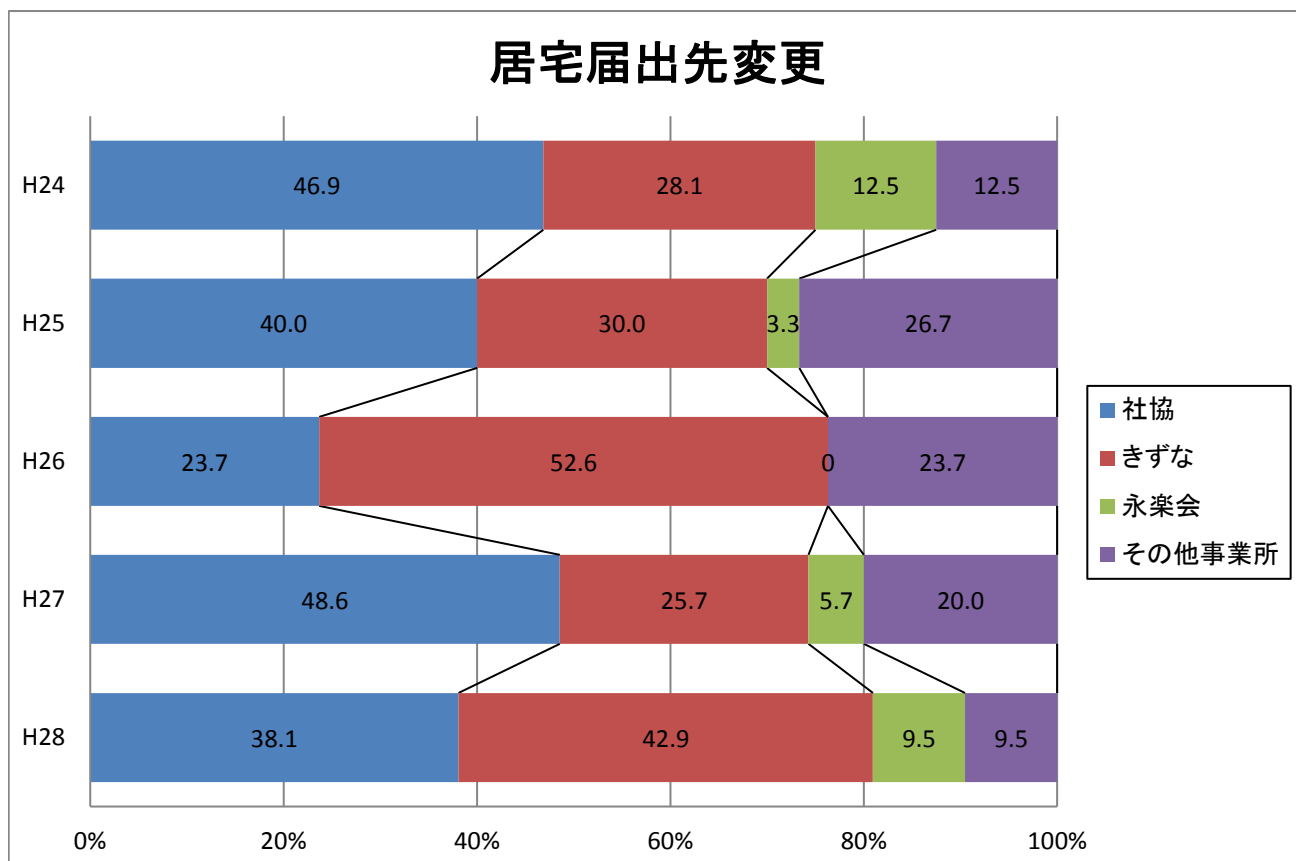
※2 事業所数 当該サービスを提供する事業所の数

※3 1サービス事業所当たり人数 サービス提供事業所1か所あたりの利用者数

県平均の1.5倍
 県平均の2倍
 県平均の3倍

【参考2】 居宅サービス計画届出状況

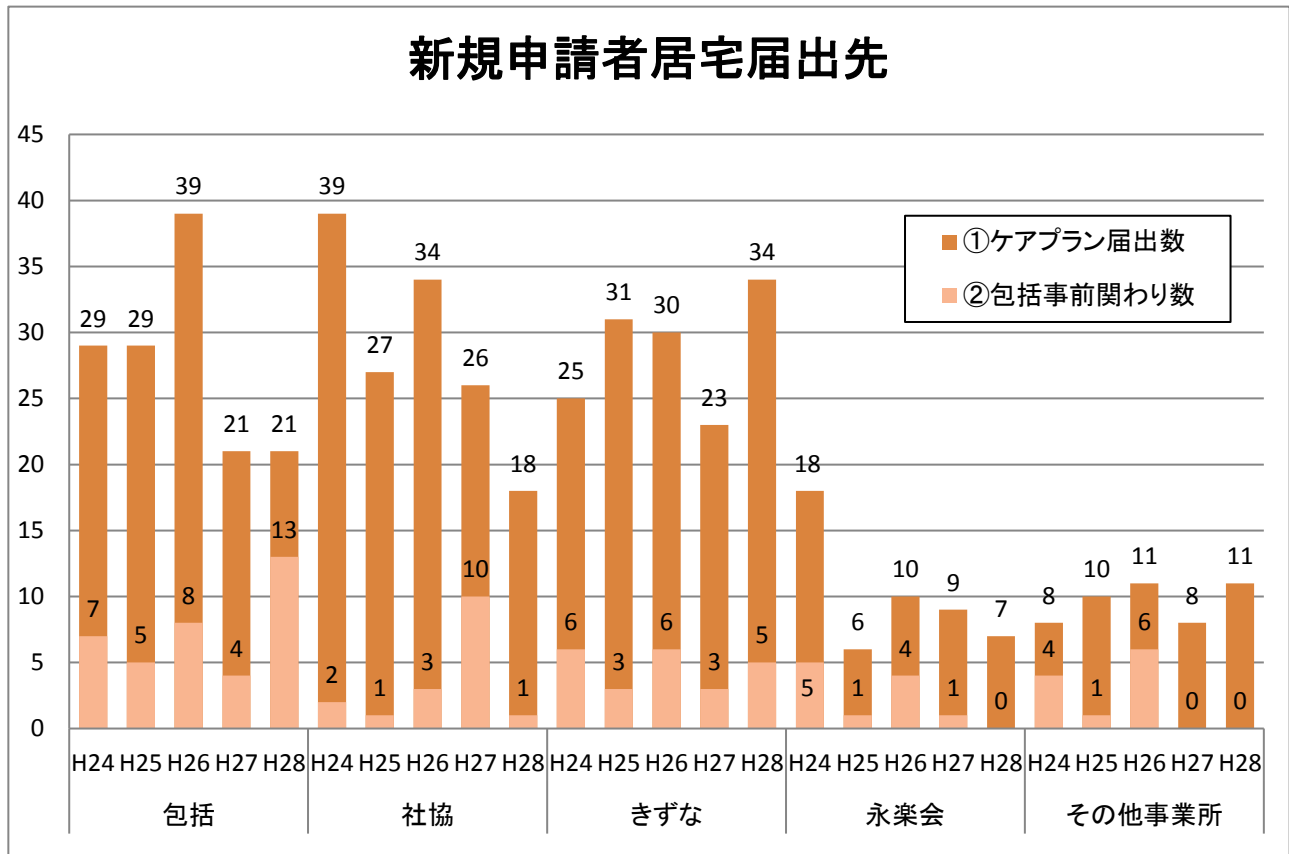
1 更新申請・区分変更申請により、居宅サービス計画届出が変更された者(包括⇒居宅)



		社協	きずな	永楽会	その他事業所	計
H24	人数	15	9	4	4	32
	全体の割合	46.9%	28.1%	12.5%	12.5%	100.0%
H25	人数	12	9	1	8	30
	全体の割合	40.0%	30.0%	3.3%	26.7%	100.0%
H26	人数	9	20	0	9	38
	全体の割合	23.7%	52.6%	0.0%	23.7%	100.0%
H27	人数	17	9	2	7	35
	全体の割合	48.6%	25.7%	5.7%	20.0%	100.0%
H28	人数	8	9	2	2	21
	全体の割合	38.1%	42.9%	9.5%	9.5%	100.0%

※H28は2月現在

2 新規要介護(要支援)認定申請者の居宅届出状況



		包括	社協	きずな	永楽会	その他事業所	届出なし	計
H24	①ケアプラン届出数	29	39	25	18	8	95	214
	②包括事前関わり数	7	2	6	5	4	20	44
	(包括事前関わり割合)	24.1%	5.1%	24.0%	27.8%	50.0%	21.1%	20.6%
H25	①ケアプラン届出数	29	27	31	6	10	194	297
	②包括事前関わり数	5	1	3	1	1	14	25
	(包括事前関わり割合)	17.2%	3.7%	9.7%	16.7%	10.0%	7.2%	8.4%
H26	①ケアプラン届出数	39	34	30	10	11	99	223
	②包括事前関わり数	8	3	6	4	6	18	45
	(包括事前関わり割合)	20.5%	8.8%	20.0%	40.0%	54.5%	18.2%	20.2%
H27	①ケアプラン届出数	21	26	23	9	8	116	203
	②包括事前関わり数	4	10	3	1	0	6	24
	(包括事前関わり割合)	19.0%	38.5%	13.0%	11.1%	0.0%	5.2%	11.8%
H28	①ケアプラン届出数	21	18	34	7	11	117	208
	②包括事前関わり数	13	1	5	0	0	18	37
	(包括事前関わり割合)	61.9%	5.6%	14.7%	0.0%	0.0%	15.4%	17.8%

※H28は2月現在

- ① ケアプラン届出数＝年度内に新規要介護(要支援)認定申請を行った者のうち、ケアプラン作成事業所の届出を行った人数(事業所別)。
- ② 包括事前関わり数＝年度内に新規にケアプラン作成事業所の届出を行った者のうち、認定前から包括が関わり、要介護認定申請の代行を行った人数。

【参考3】 総合相談件数と高齢者人口の割合

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高齢者人口(4月1日現在)	5,037	5,326	5,651	5,924	6,203
相談実人数	467	648	762	655	434
(割合)	9.3%	12.2%	13.5%	11.1%	7.0%
相談のべ人数	499	688	831	588	514
(割合)	9.9%	12.9%	14.7%	9.9%	8.3%

※H28は2月現在